

指定市町村の指定基準等の検討に当たっての意見

農林水産省

目 次

- 三重県知事、飯田市長、池田町長、横浜市長 P 1
- 安藤委員 P 3
- 小早川委員 P 5
- 中井委員 P 8
- 林委員 P 10
- 柚木委員 P 11

「指定市町村の指定基準の検討について」に対する意見

地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について、4ha 超の大臣協議が残ったものの、全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲されたことは、これまでの地方分権改革の取組みの中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして評価している。

既に、地方六団体では、「農地制度のあり方について」（平成 26 年 8 月 5 日 地方六団体）において、

- － マクロ管理について地方は、農地確保の責任を国と共有することを基本とし、ミクロ管理については、総合的な土地利用の観点から市町村がその執行を担う仕組みにするべき

と提言し、農政における重責を担う覚悟を示している。

また、その証左として、全国市長会、全国町村会では、「指定市町村」の指定の要件に該当する市町村においては、指定に向けて取り組むこと等を確認しており、全国知事会においても、これら市町村を適切に支援することを確認している。

国は、これら地方の決意を重く受け止めるとともに、市町村の執行能力について、これまで以上に信頼するべきであり、「指定市町村」の指定に向け、意欲のある自治体については、規模の大小に関わらず指定を受けられることができる制度とするべきである。

なお、指定市町村の指定基準の具体的な検討にあたり、以下の事項に留意することを望む。

1. 「農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること」について

- ・ 法令に根拠のある事項について違反したかどうかについて判断を行うべき。単に技術的助言に沿っていない事案、又は技術的助言が法令に根拠のある事項か判然としない事案については、指定市町村の指定及び取消しの要件とするべきではない。
- ・ 現状では、通知やHP掲載情報のうち、どこまでが農林水産省による法令の解釈で、どこからが技術的助言なのか判然としない。ブロック単位で設けられている国と地方の間の定期的な意見交換の場等を適切に活用するなど、十分な意見交換等を踏まえ、法令の基準と技術的助言の区分を明瞭にするとともに、それぞれの内容の明確化を図るべき。
- ・ 第1回検討会においては、「法令」の範囲が法律、政令、省令であると事務局に確認をいただいたが、その旨を地方自治体に対し広く明示するべきである。また、基準の運用にあたっては事例集の随時更新を行っていくことについても事務局に確認をいただいたが、特に法令の解釈及び運用にあたっては地方自治体との認識の摺り合わせに努めるべき。
- ・ 単に違反転用の件数だけに着目するのではなく、是正に向けた取組み状況や個別具体的な案件の態様を考慮した判断を行うべき。

2. 「農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること」について

- ・ 地方自治法に基づく事務処理特例により農地転用許可事務を行ってきた市町村を除

き、市町村はこれまで当該権限を有しておらず、農地転用許可事務の一定の経験年数を有する職員の配置を一律に求めることは実態にそぐわない。むしろ、国においても事務処理体制の構築を含む適切な支援の実施を望む。

- ・ 指定市町村の指定へ向け、意欲のある市町村が指定を受けられるようにするべきであり、配置される職員等の組織体制により判断するべきである。
- ・ 転用件数の多寡等に関わらず、小規模市町村でも指定を受けられるようにするべき。

3. 「優良農地を確保する目標を定めること」について

- ・ 市町村が「適切な目標」を定める前提として目標の設定基準が妥当でなければならない。優良農地の確保に係る適切な目標の設定基準を策定する際には、都道府県知事、市長及び町村長の代表と協議する場等における地方の意見を十分に踏まえ、地域における農地の実情を十分に反映した基準とするべき。
- ・ 目標算出の根拠を明確にしておき、結果が検証可能にする必要がある。
- ・ 「一定の水準以上」など、不明瞭かつ恣意的な運用を可能とする判断基準は排除し、市町村にとって納得感のある明確な基準を定めるべき。

4. 「市町村の指定の手続等」について

- ・ 指定市町村の指定にあたり、都道府県の意見聴取は基本的に不要であり、都道府県が市町村の申請状況を把握するための手続は必要最小限度にすべきである。
- ・ 適正な制度運用を担保するため、国において制度運用状況の把握を行うことは理解するが、制度設計にあたっては、事務処理に多大な時間・手間を要する、迅速な制度運用を妨げる等の新たな支障となることがないように第1回検討会で事務局に確認をいただいた点を特に留意すべき。
- ・ 指定の取消しについては、法令に根拠のある事項について違反したかどうかについて判断を行うべき。単に技術的助言に沿っていない事案、又は技術的助言が法令に根拠のある事項か判然としない事案については、指定市町村の取消しの要件とするべきではない。

平成27年9月10日

三重県知事	鈴木 英敬 (地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム)
長野県飯田市長	牧野 光朗 (地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム)
福井県池田町長	杉本 博文 (地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム)
横浜市長	林 文子

**「第1回農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等
に関する検討会」資料に対する意見**

委員名： 安藤光義

1. 指定基準の具体化について

事項	意見
<p>① 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること</p>	<p>これまでの農地転用、公共転用、農振農用地からの除外の運用状況を判断材料とし、当該市町村に開発主導的な傾向が埋め込まれているかどうかを推定したい(実際は農地転用許可側の問題というよりも都市計画側の問題とみるべき)。 だが、これまでの転用面積の多寡によって単純に判断することはできない。これまで転用を進めてきた市町村は農地保全に方向転換している可能性もあるし、逆に転用が少ない市町村であっても道路等の交通事情の変化により今後は転用を進める可能性もある。この判別は非常に難しい。</p>
<p>② 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること</p>	<p>農地転用に係る事務処理についての経験者を配置することは必須だが、市町村の人事ローテーションを考えると長期間の経験を求めるのは難しい。農地転用に関する研修の実施等によるバックアップが求められる。農業委員会事務局や農振制度事務、都計制度事務の経験は考慮してよいのではないか。</p>
<p>③ 優良農地を確保する目標を定めること</p>	<p>優良農地は原則として農振農用地とする。農業委員会が実施している農地の利用状況調査の結果等、現地の実情を踏まえて定める必要がある。 当該市町村の人口動態予測に基づいた農地転用の必要面積の予測が必須。その場合、希望的な予測を防ぐため周辺市町村の人口動態予測とのすり合わせを求めたい。人口減少社会という大前提の下、空き家の増加が問題となっているような状況において算出すべきは真に必要な宅地面積だという意識の転換が必要ではないか。</p>
<p>④ その他</p>	<p>コンパクトシティを推進するような都市計画と整合した農地転用許可等が運営されることを望んでいる。農地転用は覆水盆に返らずという面がある。</p>

2. 市町村の指定の手續等について

事項	意見
①指定の手續等	都道府県知事からの意見聴取と同時に、県が中心となって各市町村がどれだけの農地面積を確保するのか協議を行う場の設置を求めたいところである。その場合、各市町村の人口動態予測は重要な検討材料となるのではないだろうか。
②運用状況の把握	農地転用の実績、優良農地の確保状況については各市町村から国への報告を求めたい。現在、国が実施している実態調査は継続する。両者とも一方的な情報の提供ではなく、地域の実情について情報共有できるようなものとなることを望む。
③指定の取消し	農地転用の質にも注目したい。

3. その他

事項	意見
基本的な視点	人口減少社会というのが基本的なフレームワークではないかと考える。